（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（認定をした旨の通知書の様式）

第五十一条　法第百二条第三項の規定による通知は、別記様式第十四により行うものとする。

（許可申請書及び許可通知書の様式）

第五十二条　法第百五条第一項の許可を申請しようとする者は、別記様式第十五の許可申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2　特定行政庁は、法第百五条第一項の許可をしたときは、別記様式第十六の許可通知書に、前項の許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3　特定行政庁は、法第百五条第一項の許可をしないときは、別記様式第十七の許可しない旨の通知書に、第一項の許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

第二節　買受計画の認定等

（買受計画の認定の申請）

第五十三条　法第百九条第一項の認定を申請しようとする者は、別記様式第十八の買受計画書を認定申請書とともに提出しなければならない。

2　法第百九条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　特定要除却認定マンションについてのマンション敷地売却決議の予定時期

二　一団地内にある数棟の建物（当該買受計画に係る特定要除却認定マンションを含むものに限る。）の全部が特定要除却認定マンションであり、かつ、これらの建物（以下「団地内マンション」という。）の敷地（団地内マンションが所在する土地及び区分所有法第五条第一項の規定により団地内マンションの敷地とされた土地をいい、これに関する権利を含む。以下同じ。）の全部又は一部が当該団地内マンションの区分所有者の共有に属する場合において、当該買受計画の認定を申請しようとする者が、当該団地内マンション及びその敷地につき一括して、その全部を買い受けようとする場合には、当該団地内マンション（当該買受計画に係る特定要除却認定マンション及び既に買受計画の認定の申請がなされた特定要除却認定マンションを除く。）の買受計画の認定を申請する予定時期

（認定通知書の様式）

第五十四条　都道府県知事等は、法第百九条第一項の認定をしたときは、速やかに、別記様式第十九によりその旨を申請者に通知するものとする。

（買受計画の変更）

第五十五条　前二条の規定は、法第百十一条第一項の変更の認定について準用する。

第三章　マンション敷地売却事業

（新設）

（新設）

第二章　マンション等売却事業

第一節　除却等計画の認定等

（除却等計画の認定の申請）

第五十三条　法第百四条第一項の認定を申請しようとする者は、別記様式第十八の除却等計画書を認定申請書とともに提出しなければならない。

2　法第百四条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該除却等計画に係る売却決議マンション等についての法第百十三条第一項の認可を申請する予定時期